

税制上の優遇措置

当財団が取り組んでいる緑の募金に寄附した場合、次のような法人税、所得税及び個人住民税の優遇措置があります。

<法人の場合>

○法人税

寄附金の額の合計を特別損金算入限度額まで、一般の寄附金とは別枠で損金に算入できます。

$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \div 2 = \text{特別損益算入限度額}$

なお、寄附金のうち別枠で損金に算入できなかった金額は、一般の寄附金として損金に算入することになります。

<個人の場合>

○ 所得税

・ 税額控除方式： $(\text{寄附金の額の合計} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$

・ 所得控除方式： $\text{寄付金の額の合計} - 2,000 \text{円} = \text{所得控除額}$

以上2方式のうち、有利な方式を選択します。

○ 個人住民税

$[\text{寄附金額} (\text{総所得金額の} 30\% \text{を上限}) - 2,000 \text{円}] \times [4\% (\text{都道府県民税}) + 6\% (\text{市町村民税})]$ までの税額控除が可能になります。

※ 香川県内に住所がある方の当財団への寄附金は、県民税については、控除対象となっています。

※ 市町村民税については、お住いの市町が条例で当財団を指定している場合に控除対象となります。

税制上の優遇措置の詳細については、税務署又はお住いの自治体（県・市町）税務担当課へお問い合わせください。